

目的

企業主導型保育施設の保育の質の向上、助成金の適正な使用を担保するため、厳格な審査を行っているが、更なる質の向上等のため、これに加え、保育面を中心とした全般的な指導監査、専門的財務監査、専門的労務監査を実施する。
また、監査とは別の観点から、施設に対する助言・指導を行うため、巡回指導を実施する。

指導・監査

	保育面を中心とした全般的な指導監査	専門的財務監査	専門的労務監査	巡回指導
目的	適正な保育内容及び保育環境の確保のため、「企業主導型保育事業指導・監査実施要領」に基づき、計画的かつ継続的な立入調査を行い、利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。	財務監査基準に基づき、財務面の監査に特化した指導監査を行い、助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを確認し、施設における助成金使用の透明性を図る。	労務監査基準に基づき、職員の「労務環境」や「処遇改善」を重点的に確認し、保育施設の職員の働きやすい職場環境の醸成を促し、「保育の質」の向上を図る。	指導・監査とは別に、児童の安全等を確保する観点から、施設における保育内容等に関する助言・指導を行い保育の質の向上を図る。
実施者	○児童育成協会 児童育成協会からの委託 ○アデコ株式会社 ○パーソルワークデザイン株式会社・パーソルマーケティング株式会社（保育士等） 委託先は令和2年度時点	児童育成協会からの委託 ○EY新日本有限責任監査法人有限責任あずさ監査法人有限責任監査法人トーマツ（公認会計士、税理士等） 委託先は令和2年度時点	児童育成協会からの委託 ○全国社会保育労務士連合会（社会保険労務士）	○児童育成協会（保育士や保育有識者等）
実施頻度	毎年全ての施設に対して年1回実施	令和5年度末までに全ての施設に対して実施	令和5年度末までに全ての施設に対して実施	必要に応じて実施
主な監査事項	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施者 利用者負担額等 開所時間・閉所時間 設備基準等 保育所運営に係る一般的事項 児童に係る関係書類 職員に係る関係書類 給食・衛生環境等 	<ul style="list-style-type: none"> 法人本部及び保育施設の基本的な内部統制及び内部統制状況 契約に関する規定の整備状況、取引先の選定・取引条件・承認手続き 保護者からの徴収内容の適正 親族、役員、関係会社等との取引 決算書類（保育施設区分整理） <p>上記は、令和3年度から開始する財務監査基準策定のためのモデル監査（R2.2～3）における監査事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労務管理関連規定 労務管理体制 帳簿等の調製・保管 労働保険・社会保険 その他（同一労働同一賃金 / 高年齢者雇用） 	<ul style="list-style-type: none"> 保育の状況 健康安全の状況 食事の状況 保護者等との連携等の状況 虐待防止 保育実践

企業主導型保育施設における指導・監査等の連携について(1)

企業主導型保育施設における指導・監査等(立入調査(原則年1回)、特別立入調査、午睡時抜き打ち調査、巡回指導)については、本事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)において企業主導型保育施設に対する指導・監査等を実施しておりますが、実施に当たっては、認可外保育施設を所管する各都道府県等(指定都市、中核市を含む。以下同じ。)において一層の連携・協力をお願いいたします。

1、立入調査の実施計画策定に当たっての調整について

- 協会より各年度当初に各都道府県等及び市区町村に対して御連絡いたします。各都道府県等及び市区町村が行う指導監督の日程と重複する等の理由で調整が必要な場合は、協会と可能な限り調整をお願いします。

2、指導・監査等の実施に当たっての協力について

- 協会と各都道府県等が合同で指導・監査を行う必要が生じた場合は、双方協議して実施するようお願いしてきておりますが、引き続き、各都道府県等において、必要に応じて、指導・監査等の協会との合同実施のほか、各都道府県等における指導・監査等の業務に精通した職員、保育士等の同行についても御協力をお願いします

企業主導型保育施設における指導・監査等の連携について(2)

3、指導・監査等結果の情報提供等について

- 協会が行った指導・監査等の結果については、概ね1か月分の結果をまとめて各都道府県等及び市区町村に対して協会より「指導・監査等結果情報提供書」により情報提供を行います。
- 各都道府県等及び市区町村におかれましても、これまで同様に、指導監督の結果等について、協会まで情報提供をお願いします。

4、改善が見られない施設等の通報について

- 協会から複数回にわたり指導を行ってもなお改善が見られない施設については、各都道府県等及び市区町村に対し、「指導・監査等に関する通報書」により通報を行いますので、各都道府県等及び市区町村におかれましても、立入調査を実施するなど必要な対応をとっていただくようお願いします。

5、巡回指導の実施等について

- 施設の保育の質の向上等を図るため、協会において、施設における保育内容等に関する助言・指導を行う巡回指導を実施します。巡回指導の結果を踏まえ、協会から必要に応じて、各都道府県等及び市区町村に対して情報提供を行いますので、各都道府県等及び市区町村におかれましても、必要な対応をとっていただくようお願いします。

企業主導型保育事業における立入調査の状況について (令和元年度結果)

目的

企業主導型保育施設における適正な保育内容及び保育環境の確保のため、公益財団法人児童育成協会において、「企業主導型保育事業指導・監査実施要領」に基づき、計画的かつ継続的な立入調査を行い、もって利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。

実施状況

立入調査の対象施設

令和元年度中に運営している施設（開所後間もない施設は除く）。

【留意点】令和元年度の指導・監査については、実施機関が改めて選定されるまでの間、協会は指導・監査業務の包括的な外部委託は行わないこと、このため、前年度の指導・監査で改善が見られない施設を中心に、協会が自ら指導・監査を実施することとされた。

これを受け、協会における令和元年度の立入調査については、令和元年度中に運営している施設のうち、「2か年に渡って同様の指摘を受けた施設」や、「これまで立入調査を実施したことがない施設のうち、地方自治体においても立入調査を実施しない施設」等を対象として実施したもの。

令和元年度 立入調査実施施設	うち保育内容等に関する 指摘事項があった施設
502施設	365施設（72.7%）

保育施設ごとの実施状況については、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表する立入調査結果について各地方自治体へ周知済
指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済
立入調査のほか、令和元年度、協会において特別立入調査(40施設)、午睡時抜き打ち調査(262施設)を実施

(参考)平成30年度 立入調査対象施設 2,389施設
うち保育内容等に関する指摘事項があった施設 1,911施設(80.0%)

主な指摘事項（件数上位10件）

順位	職員配置や保育内容に関する文書指摘事項 ()は具体的な指摘事項の例	件数	割合
1位	・職員健康診断を適切に実施すること(採用時又は定期) (実施されていない、または受診できていない職員がいる)	123	24.5%
2位	・保育計画等を適切に整備すること (指導計画が作成されていない、または一部内容に不備がある。年齢に応じた月間個別指導計画が作成されていない)	95	18.9%
3位	・乳幼児の利用開始時に健康診断結果等を確認すること	83	16.5%
4位	・マニュアルに基づく事故防止対策を適切に行うこと	54	10.8%
5位	・お散歩マップに危険個所の記述や職員等の役割分担等を明記すること (引率職員の役割分担や危険個所の事前確認ができていない)	49	9.8%
6位	・嘱託医との契約を締結すること	41	8.2%
7位	・食事の外部搬入業務については書面で契約を交わすこと (外部の業者に委託しているが、契約書を締結していない)	34	6.8%
8位	・児童相談所等の専門的機関の一覧表を整備すること (緊急時に備えた保育施設付近の病院、児童相談所、警察署、消防署等の関係機関一覧表に不備がある)	33	6.6%
9位	・開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数を配置すること	32	6.4%
10位	・苦情処理規程を整備し職員へ周知すること	26	5.2%

企業主導型保育事業における特別立入調査の状況について (令和元年度結果)

目的

公益財団法人児童育成協会において、企業主導型保育施設の運営等について問題が発生した場合、発生のおそれがあると認められる場合又は通報や苦情があった場合のほか必要に応じて、随時、抜き打ちに特別立入調査を行い、当該施設における施設運営等の確認及び必要な指導を実施する。

実施状況

特別立入調査の対象施設

令和元年度中に運営している施設のうち、「運営等に問題が発生又は発生のおそれがある施設」や「通報や苦情があった施設」等であって、協会が必要と認めた施設。

令和元年度 特別立入調査実施施設	うち文書指導を行った施設
40施設 【35設置者】	23施設 (57.5%) 【18設置者 (51.4%)】

保育施設ごとの実施状況については、随時、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表済
特別立入調査結果について各地方自治体へ周知済

企業主導型保育事業における午睡時抜き打ち調査の状況について (令和元年度結果)

目的

公益財団法人児童育成協会において、企業主導型保育施設における乳幼児の安全確保の観点から、計画的に、抜き打ちに午睡時抜き打ち調査を行い、午睡時の職員配置状況や施設における午睡状況等の確認及び必要な指導を実施する。

実施状況

午睡時抜き打ち調査の対象施設

令和元年度中に運営している施設のうち、「乳児・1歳児の利用児童が一定数以上いる施設」や「保育士比率が低い施設」等であって、協会が必要と認めた施設。

令和元年度
午睡時抜き打ち調査実施施設

262施設

令和元年度の午睡時抜き打ち調査については、文書による指導は行っていない。
(現地において口頭により指導を実施。)

令和2年度 企業主導型保育事業新規申請施設の審査状況

令和3年1月4日現在

申請数

1,362件：31,589人（整備費申請件数^(注)511件（15,073人）、運営費申請件数851件（16,516人））

注：整備費申請件数には、整備費助成決定後の運営費申請件数も含まれている

- ・第1グループ：576件（整備費申請件数222件（6,120人）、運営費申請件数354件（6,761人））
- ・第2グループ：786件（整備費申請件数289件（8,953人）、運営費申請件数497件（9,755人））

募集枠：定員 2万人程度

形式的審査・一次審査

- 【審査内容】
- ・必要書類の提出有無、申請内容が基本的な要件等を満たすかを確認
 - ・財務適格性、社会保険料・税金の納付実績、保育事業実績を確認

< 審査対象 > 1,362施設
取下げ・不採択 206施設

二次審査（審査委員会）

- 【審査内容】
- ・定量的評価、定性的評価、ヒアリング、現地調査の実施

< 審査対象 > 1,156施設
内示 746施設（定員：16,438人）
取下げ・不採択 410施設

（参考）令和2年度末の定員見込 10.5万人（8.6万人（既存）+1.6万人（新規）+0.3万人（定員増））

令和2年度新規申請施設の全ての申請者に対して、令和2年12月までに内示・不採択を通知済み。

上記は、内示時点の施設数等であり、令和2年度末の定員は、助成決定を経て確定する。

令和2年度末の定員見込と子育て安心プラン等における受け皿目標11万人との差の取扱いについては、今後検討を行う。